



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年12月9日金曜日 第1718号

◇ 目 次 ◇

指定医師の所在地の変更.....	1231
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）.....	1231
土地改良区役員の就退任の届出.....	1232
土地改良区役員の退任の届出.....	1233
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	1233
公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）.....	1233
道路の区域変更（県道鈍川伊予大井停車場線外）.....	1237
道路の区域変更（県道今治丹原線）.....	1237
道路の区域変更（県道上怒和元怒和線）.....	1237

道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....	1238
道路の供用開始（県道宇和島下波津島線）.....	1238
道路の区域変更（県道長月城辺線外）.....	1238
道路の供用開始（県道久長城辺線外）.....	1239
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	1239
開発行為に関する工事の完了.....	1239
都市計画事業の認可.....	1239
道路の位置の指定.....	1240
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	1240
公 告	
土地の売払い.....	1240

告 示

○愛媛県告示第2125号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
松 浦 範 夫	松 浦 ク リ ニ ッ ク	今治市大三島町宮浦5615番地	松 浦 医 院	今治市上浦町井口5300番地	平成元年 3月1日
木 崎 久 喜	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	平成17年 11月1日
兵 藤 純	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	〃
井 上 愛	医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	〃

○愛媛県告示第2126号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年月日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000300179112	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005-1	武村志延	児童居宅介護	ごきげんさん	四国中央市三島宮川4丁目5番7号	四国中央市上柏町3番地	平成17年 8月10日

○愛媛県告示第2127号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	変更前後	
38000100191119	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005-1	武村志延	身体障害者居宅介護	ごきげんさん	四国中央市三島宮川4丁目5番7号	四国中央市上柏町3番地	平成17年8月10日

○愛媛県告示第2128号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	変更前後	
38000200218119	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005-1	武村志延	知的障害者居宅介護	ごきげんさん	四国中央市三島宮川4丁目5番7号	四国中央市上柏町3番地	平成17年8月10日

○愛媛県告示第2129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	古野正敏	松山市中島大浦848番地
"	大濱信男	松山市中島大浦530番地
"	高橋紀	松山市小浜28番地
"	徳山年春	松山市長師1009番地
"	中村石尚	松山市宮野555番地
"	寺本仁志	松山市神浦1652番地
"	脇坂正文	松山市宇和間1325番地
"	山本篤志	松山市熊田甲398番地
"	忽那敬一	松山市吉木410番地
"	大内衛	松山市饒甲432番地
"	田村俊和	松山市畑里933番地
"	岡仲一	松山市中島粟井甲909番地3
"	中崎哲雄	松山市上怒和甲478番地
"	中村一良	松山市元怒和甲1096番地
"	中村留一	松山市津和地548番地
"	前田美一	松山市二神甲344番地
"	片山貞彦	松山市睦月247番地
監事	高橋定行	松山市小浜甲1334番地
"	戎居傳治	松山市饒甲225番地
"	上野博明	松山市上怒和甲535番地1
"	森本哲一	松山市睦月340番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	徳山年春	松山市長師1009番地
"	岡島重吉	松山市中島大浦861番地
"	古野正敏	松山市中島大浦848番地

"	大濱信男	松山市中島大浦530番地
"	雲出豊	松山市中島大浦1538番地
"	松村博信	松山市中島大浦1591番地
"	南和樹	松山市小浜489番地
"	田原英記	松山市小浜895番地
"	高橋紀	松山市小浜28番地
"	土居尊富	松山市小浜1411番地
"	新藤修二	松山市宮野565番地
"	池下克明	松山市宮野403番地
"	石原市郎	松山市神浦583番地
"	太田正志	松山市神浦785番地
"	吉岡勝利	松山市神浦1636番地
"	越智誠之助	松山市吉木甲408番地
"	三島英一	松山市饒甲512番地
"	濱田克輔	松山市中島粟井甲1164番地
"	脇坂建	松山市宇和間1310番地
"	石丸良孝	松山市吉木甲805番地
"	岡田泰人	松山市畑里1305番地
"	土井克幸	松山市熊田甲425番地
"	中村一良	松山市元怒和甲1096番地
"	八木住夫	松山市津和地435番地
"	山本喜夫	松山市津和地722番地2
"	沖本順史	松山市二神甲345番地
"	武田英浩	松山市上怒和甲481番地
"	片山貞彦	松山市睦月247番地
"	森本哲一	松山市睦月340番地
"	田中治	松山市睦月346番地
"	楠光美	松山市睦月264番地
"	杉田治郎	松山市睦月1175番地
"	森本忠良	松山市睦月1323番地
"	堀元俊則	松山市睦月1318番地2
監事	高橋定行	松山市小浜1334番地
"	岡田幸雄	松山市神浦1613番地
"	木村茂喜	松山市中島粟井甲444番地
"	喜田治三郎	松山市饒甲460番地
"	前田長孝	松山市二神甲420番地
"	堀内典明	松山市元怒和甲946番地
"	高橋巖	松山市津和地748番地

"	古 田 永 祥	松山市睦月261番地
"	田 村 俊 一	松山市睦月239番地
"	高 野 洋 介	松山市睦月1392番地

○愛媛県告示第2130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 内 政 文	松山市東石井4丁目16-22

○愛媛県告示第2131号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立乙548の8、乙549の6、乙549の7、乙551の11から乙551の13まで、乙572の4、乙572の5
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第2132号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字父野川上1167の4、1170の6
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
林道用地とするため

○愛媛県告示第2133号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行
松山市御宝町119番1
- 埋立区域
 - 位置
A箇所
宇和島市百之浦1297番4から同1364番4までの地先公有水面
B箇所
宇和島市百之浦1261番23から同1297番4までの地先公有水面
C箇所
宇和島市蛤新3番3から同百之浦1257番3までの地先公有水面
 - 区域
A箇所
次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.88メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点①（宇和島市百之浦1364番4地先に設置の金属鈎）は、北緯33度13分22秒、東経132度31分32秒の地点
1点は、基点から真北157度58分34秒4.00メートルの地点
2点は、1点から真北152度44分44秒1.32メートルの地点
3点は、2点から真北5度59分23秒6.21メートルの地点
4点は、3点から真北57度03分43秒31.11メートルの地点
5点は、4点から真北146度50分13秒2.11メートルの地点
6点は、5点から真北56度06分45秒3.83メートルの地点
7点は、6点から真北326度47分46秒2.06メートルの地点
8点は、7点から真北54度42分52秒5.97メートルの地点
9点は、8点から真北320度34分29秒1.28メートルの地点
B箇所
次の10点から31点までを順次直線結んだ線及び31点と10点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点①（宇和島市百之浦1364番4地先に設置の金属鈎）は、北緯33度13分22秒、東経132度31分32秒の地点
10点は、基点から真北57度15分13秒49.10メートルの地点
11点は、10点から真北56度49分23秒14.82メートルの

地点

12点は、11点から真北69度43分45秒3.92メートルの地点

13点は、12点から真北94度31分18秒7.49メートルの地点

14点は、13点から真北 117 度01分09秒3.14メートルの地点

15点は、14点から真北 128 度46分58秒 17.11メートルの地点

16点は、15点から真北 124 度42分28秒 12.07メートルの地点

17点は、16点から真北 120 度03分10秒 12.02メートルの地点

18点は、17点から真北25度09分26秒0.79メートルの地点

19点は、18点から真北 261 度58分32秒0.95メートルの地点

20点は、19点から真北 318 度26分07秒2.79メートルの地点

21点は、20点から真北25度26分00秒0.86メートルの地点

22点は、21点から真北 280 度29分11秒1.35メートルの地点

23点は、22点から真北 302 度17分04秒 14.30メートルの地点

24点は、23点から真北 307 度36分41秒 10.98メートルの地点

25点は、24点から真北 230 度06分14秒0.99メートルの地点

26点は、25点から真北 310 度04分14秒2.22メートルの地点

27点は、26点から真北29度16分48秒0.93メートルの地点

28点は、27点から真北 307 度59分16秒 15.64メートルの地点

29点は、28点から真北 256 度29分15秒2.98メートルの地点

30点は、29点から真北 296 度21分24秒1.50メートルの地点

31点は、30点から真北 236 度20分10秒 21.55メートルの地点

C 箇所

次のア点からン点までを順次直線で結んだ線及びン点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点②（宇和島市百之浦1257番3地先に設置の金属鋳）は、北緯33度13分23秒、東経 132 度31分39秒の地点

ア点は、基点から真北44度47分26秒1.00メートルの地点

イ点は、ア点から真北52度10分06秒 10.87メートルの地点

ウ点は、イ点から真北59度09分35秒9.39メートルの地点

エ点は、ウ点から真北73度34分36秒9.33メートルの地

点

オ点は、エ点から真北86度56分44秒7.89メートルの地点

カ点は、オ点から真北 101 度32分33秒9.29メートルの地点

キ点は、カ点から真北 108 度23分38秒 13.97メートルの地点

ク点は、キ点から真北 107 度51分40秒 20.18メートルの地点

ケ点は、ク点から真北 107 度56分28秒 20.13メートルの地点

コ点は、ケ点から真北 108 度11分15秒 20.04メートルの地点

サ点は、コ点から真北 108 度02分44秒 20.04メートルの地点

シ点は、サ点から真北 107 度21分26秒 15.83メートルの地点

ス点は、シ点から真北 124 度41分59秒2.13メートルの地点

セ点は、ス点から真北 105 度26分50秒3.73メートルの地点

ソ点は、セ点から真北90度42分51秒2.90メートルの地点

タ点は、ソ点から真北 345 度26分45秒3.00メートルの地点

チ点は、タ点から真北 280 度14分58秒4.74メートルの地点

ツ点は、チ点から真北 285 度14分39秒5.58メートルの地点

テ点は、ツ点から真北 283 度49分42秒5.10メートルの地点

ト点は、テ点から真北 287 度56分34秒5.45メートルの地点

ナ点は、ト点から真北 290 度42分38秒4.44メートルの地点

ニ点は、ナ点から真北 230 度57分36秒0.71メートルの地点

ヌ点は、ニ点から真北 301 度00分01秒2.95メートルの地点

ネ点は、ヌ点から真北 296 度37分13秒5.37メートルの地点

ノ点は、ネ点から真北 292 度41分41秒4.25メートルの地点

ハ点は、ノ点から真北 305 度11分28秒1.58メートルの地点

ヒ点は、ハ点から真北 321 度06分13秒4.12メートルの地点

フ点は、ヒ点から真北 300 度43分39秒7.04メートルの地点

ヘ点は、フ点から真北 291 度42分44秒 10.90メートルの地点

ホ点は、ヘ点から真北 199 度44分09秒2.23メートルの地点

マ点は、ホ点から真北 288 度06分31秒3.96メートルの地点

ミ点は、マ点から真北18度15分46秒2.16メートルの地点

ム点は、ミ点から真北 283 度09分51秒 12.47メートルの地点

メ点は、ム点から真北 262 度17分31秒9.54メートルの地点

モ点は、メ点から真北 282 度01分34秒9.37メートルの地点

ヤ点は、モ点から真北 289 度31分14秒 25.24メートルの地点

ユ点は、ヤ点から真北 296 度04分08秒3.52メートルの地点

エ点は、ユ点から真北 271 度04分21秒4.71メートルの地点

ヨ点は、エ点から真北 259 度51分06秒6.70メートルの地点

ラ点は、ヨ点から真北 257 度04分38秒8.23メートルの地点

リ点は、ラ点から真北 199 度56分08秒2.75メートルの地点

ル点は、リ点から真北 239 度56分43秒2.68メートルの地点

レ点は、ル点から真北 266 度49分13秒2.82メートルの地点

ロ点は、レ点から真北 318 度32分36秒1.21メートルの地点

ワ点は、ロ点から真北 232 度36分59秒 12.56メートルの地点

ヲ点は、ワ点から真北 146 度10分39秒1.63メートルの地点

ン点は、ヲ点から真北 228 度52分58秒2.93メートルの地点

(3) 面積

A箇所 74.69平方メートル

B箇所 121.38平方メートル

C箇所 595.82平方メートル

合計 791.89平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和52年12月9日 愛媛県指令河第217号

4 しゅん功認可年月日

平成17年12月9日

○愛媛県告示第2134号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年12月9日

玉津港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市吉田町法花津字ウバサコ8番耕地89番2から同市同町字与村井8番耕地159番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から21点までを順次直線で結んだ線並びに21点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市吉田町法花津字与村井8番耕地159番1地先に設置された金属錐）は、北緯33度18分57秒、東経132度31分22秒の地点

1点は、基点から真北141度09分15秒211.99メートルの地点

2点は、1点から真北282度19分57秒6.27メートルの地点

3点は、2点から真北311度28分46秒29.66メートルの地点

4点は、3点から真北311度24分22秒10.81メートルの地点

5点は、4点から真北314度33分53秒14.82メートルの地点

6点は、5点から真北325度15分25秒10.82メートルの地点

7点は、6点から真北342度30分29秒17.87メートルの地点

8点は、7点から真北4度54分29秒15.69メートルの地点

9点は、8点から真北355度55分02秒2.97メートルの地点

10点は、9点から真北352度28分22秒12.98メートルの地点

11点は、10点から真北342度37分10秒8.70メートルの地点

12点は、11点から真北334度47分22秒7.21メートルの地点

13点は、12点から真北322度20分48秒14.93メートルの地点

14点は、13点から真北317度59分34秒3.91メートルの地点

15点は、14点から真北317度54分44秒20.03メートルの地点

16点は、15点から真北317度49分09秒19.94メートルの地点

17点は、16点から真北224度32分34秒2.03メートルの地点

18点は、17点から真北 315 度09分55秒6 57メートルの地点
 19点は、18点から真北45度30分34秒2 .01メートルの地点
 20点は、19点から真北 315 度00分04秒4 97メートルの地点
 21点は、20点から真北 314 度08分50秒3 97メートルの地点

(3) 面積

2,572.70平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年7月21日 愛媛県指令港第297号

4 しゅん功認可年月日

平成17年12月9日

○愛媛県告示第2135号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市吉田町奥浦字鎌ヶ崎甲1番9地先から同市同町南君字伊崎番外27番8地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から45点までを順次直線で結んだ線並びに45点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.218メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市吉田町奥浦字鎌ヶ崎甲1番9に設置された金属鉾）は、北緯33度16分12秒、東経132度29分35秒の地点

1点は、基点から真北316度28分21秒35.80メートルの地点

2点は、1点から真北31度33分22秒19.93メートルの地点

3点は、2点から真北32度02分15秒20.26メートルの地点

4点は、3点から真北32度15分52秒5.22メートルの地点

5点は、4点から真北35度44分20秒13.82メートルの地点

6点は、5点から真北42度15分11秒9.46メートルの地

点

7点は、6点から真北48度47分20秒9.42メートルの地点

8点は、7点から真北54度59分04秒12.23メートルの地点

9点は、8点から真北60度59分35秒6.84メートルの地点

10点は、9点から真北65度47分46秒9.40メートルの地点

11点は、10点から真北71度22分05秒9.43メートルの地点

12点は、11点から真北77度17分53秒9.62メートルの地点

13点は、12点から真北82度56分35秒9.62メートルの地点

14点は、13点から真北85度24分08秒19.73メートルの地点

15点は、14点から真北85度24分13秒6.93メートルの地点

16点は、15点から真北87度08分54秒12.91メートルの地点

17点は、16点から真北90度13分45秒13.50メートルの地点

18点は、17点から真北181度42分22秒1.60メートルの地点

19点は、18点から真北174度25分43秒6.00メートルの地点

20点は、19点から真北91度37分34秒4.00メートルの地点

21点は、20点から真北8度39分40秒6.11メートルの地点

22点は、21点から真北1度37分59秒1.60メートルの地点

23点は、22点から真北96度29分53秒0.66メートルの地点

24点は、23点から真北93度57分48秒19.63メートルの地点

25点は、24点から真北96度39分52秒6.08メートルの地点

26点は、25点から真北97度16分51秒13.80メートルの地点

27点は、26点から真北97度13分29秒20.01メートルの地点

28点は、27点から真北97度18分51秒20.25メートルの地点

29点は、28点から真北97度20分16秒19.06メートルの地点

30点は、29点から真北99度09分28秒20.17メートルの地点

31点は、30点から真北101度49分34秒4.46メートルの地点

32点は、31点から真北103度34分26秒15.35メートルの地点

33点は、32点から真北 105 度55分33秒9.23メートルの地点
 34点は、33点から真北 106 度48分23秒4.10メートルの地点
 35点は、34点から真北 106 度48分39秒 10.01メートルの地点
 36点は、35点から真北 106 度49分31秒0.31メートルの地点
 37点は、36点から真北 106 度48分41秒 11.74メートルの地点
 38点は、37点から真北 106 度49分03秒7.19メートルの地点
 39点は、38点から真北 106 度47分56秒2.22メートルの地点
 40点は、39点から真北 107 度40分39秒 14.97メートルの地点

41点は、40点から真北 109 度08分03秒 14.45メートルの地点
 42点は、41点から真北 110 度11分34秒5.16メートルの地点
 43点は、42点から真北 111 度32分19秒 19.99メートルの地点
 44点は、43点から真北 112 度47分46秒4.28メートルの地点
 45点は、44点から真北 112 度51分00秒8.05メートルの地点

(3) 面積

3,005.72平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年5月26日 愛媛県指令河第277号

4 しゅん功認可年月日

平成17年12月9日

○愛媛県告示第2136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町畑寺字湯ノ田甲275番3地先から 同市玉川町畑寺大畑ヶ甲359番1地先まで	旧	メートル 3.9~14.4	キロメートル 0.099	
			新	8.0~15.6	0.097	
"	波方環状線	今治市波方町森上字高山乙55番6地先から 同市波方町森上字中谷甲172番2地先まで	旧	5.0~18.8	0.050	
			新	11.3~24.8	0.050	

○愛媛県告示第2137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	今治丹原線	今治市朝倉南甲225番から 同市朝倉南甲219番7まで	旧	メートル 5.0~8.7 15.0~22.1	キロメートル 0.127 0.124	
			新	15.0~22.1	0.124	

○愛媛県告示第2138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上怒和元怒和線	松山市元怒和甲942番1地先から 同市元怒和甲948番2地先まで	旧	メートル 2.8~10.4	キロメートル 0.064	
			新	2.8~10.4 8.4~25.6	0.064 0.054	

○愛媛県告示第2139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市保内町宮内111番1から 同町宮内252番1まで	旧	メートル 7.0~17.0	キロメートル 0.163	
			新	17.4~22.1	0.155	

○愛媛県告示第2140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市三浦西983番5から 同市下波2656番まで	平成17年12月14日

○愛媛県告示第2141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長月城辺線	南宇和郡愛南町城辺乙467番地先から 同町城辺乙463番地先まで	旧	メートル 9.0~16.0	キロメートル 0.053	
			新	0	0	
"	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町御荘平城5541番地先から 同町御荘平城3548番地先まで	旧	4.0~15.5	2.645	
			新	0	0	
"	"	南宇和郡愛南町御荘平城3723番1地先から 同町御荘平城2982番2地先まで	旧	12.6~21.4	1.354	
			新	0	0	
"	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3723番1地先から 同町城辺乙463番地先まで	旧			
			新	6.5~21.4	1.654	
"	"	南宇和郡愛南町城辺甲211番2から 同町御荘平城3723番2まで	旧			
			新	7.0~28.0	0.324	

○愛媛県告示第2142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3723番1地先から 同町城辺乙463番地先まで	平成17年12月9日
"	"	南宇和郡愛南町城辺甲211番2から 同町御荘平城3723番2まで	"

○愛媛県告示第2143号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町872番2から 同市道後湯之町901番13まで	メートル 12.0～15.6	メートル 247
"	"	松山市祝谷町1丁目487番1から 同市道後鷺谷町甲1657番1まで	10.0～20.0	326
"	松山北条線	松山市平和通1丁目6番2から 同市道後町2丁目712番8まで	30.0～61.5	484

○愛媛県告示第2144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第58号 平成17年11月30日	伊予郡松前町大字鶴吉字福徳951番10	伊予市灘町26番地 松 岡 真 司

○愛媛県告示第2145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。
 平成17年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施行者の名称

松山市

2 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画公園事業

2・2・73 和泉北公園

3 事業施行期間

平成17年12月9日から
平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

松山市和泉北一丁目 地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第2146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

西条市小松町新屋敷字東町裏甲336番及び甲336番地先農道

2 申請人の住所氏名

香川県高松市林町2217番地10

株式会社 穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津 哲

3 図面省略

○愛媛県告示第2147号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
伊第17号	伊予市下吾川1475番地2	田 中 小百合	伊予市下吾川1475番地2	平成17年12月1日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年12月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
1	松山市道後町二丁目982番1	宅 地	2 280 .17m ²
	松山市道後町二丁目986番2	宅 地	130 .48m ²
2	伊予市米湊字中ノ町845番1	宅 地	191 .03m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
1	平成18年1月11日（水）午前10時00分
2	平成18年1月11日（水）午後2時00分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成18年2月6日（月）午前10時00分
2	平成18年2月6日（月）午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

